

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 坂口・永吉特定建設工事共同企業体

所在地 熊本県水俣市洗切町14-1

(2) 商号又は名称 株式会社坂口組

所在地 熊本県水俣市洗切町14-1

(3) 商号又は名称 株式会社永吉組

所在地 熊本県水俣市白浜町21-12

2 指名停止措置の期間

令和8年6月15日から令和8年7月14日まで(1か月)

3 事実の概要

共同企業体(構成員:株式会社坂口組、株式会社永吉組)で施工中の「道路局所管補助事業 幸橋下部工新設(その1)工事」において、安全管理の措置が不適切であったことによる、工事関係者の死亡事故が発生した。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第1の7の項(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に掲げる措置要件に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内